

イタリアと日本における法と司法
－ 直面する課題と将来的展望 －

Diritto e giustizia in Italia e Giappone:
problemi attuali e riforme

a cura di

Andrea Ortolani

CAFO
SCAR
I NA -

Diritto e giustizia in Italia e Giappone: problemi attuali e riforme

a cura di Andrea Ortolani

© 2015 Libreria Editrice Cafoscarina

ISBN: 978-88-7543-377-2

Libreria Editrice Cafoscarina srl
Dorsoduro 3259, 30123 Venezia
www.cafoscarina.it

Tutti i diritti riservati.

Prima edizione aprile 2015

Indice

Prefazione	7
Ringraziamenti	11
芦田 淳 合憲性統制の日伊比較 [Jun Ashida, Una comparazione tra il controllo di legittimità costituzionale in Italia e in Giappone]	13
浜井 浩一 日本から見たイタリアにおける犯罪者処遇 [Koichi Hamai, Il trattamento dei condannati in Italia visto dal Giappone]	29
小谷 眞男 L'Aquila 震災リスク裁判論・序説 —— 日伊比較法研究の 一素材として [Masao Kotani, Introduzione alla sentenza "Grandi Rischì" del terremoto dell'Aquila: Materiali per la comparazione giuridica italo-giapponese]	45
谷本 圭子 消費者法の日伊比較－民法の視点から [Keiko Tanimoto, Il diritto del consumatore in Italia e in Giappone: una comparazione dal punto di vista del diritto civile]	63

Giorgio F. Colombo

La promozione dell'ADR in Italia e in Giappone

[コロンボ、ジョルジョ・ファビオ, ADR 利用促進政策をめぐる日伊比較分析] 73

Takeshi Matsuda

Perché studiare il diritto italiano? L'importanza della comparazione italo-giapponese per la scienza processual-penalistica

[松田岳士, イタリア法研究の意義——刑事手続法学における日伊比較法の重要性] 89

Andrea Ortolani

Il danno ambientale e il suo risarcimento in Italia e Giappone

[オルトラニー、アンドレア, 環境損害とその賠償に関する日伊比較] 97

Masaki Sakuramoto

La struttura della procedura concorsuale e il concetto di esdebitazione nel diritto fallimentare italiano e giapponese: un'analisi comparata

[櫻本正樹, 倒産法の構造及び免責について: 日本とイタリアにおける比較] 119

Elenco degli autori

139

Prefazione

Qual è la conoscenza reciproca, quali sono i punti di contatto tra il diritto giapponese ed il diritto italiano?

Per rispondere in maniera esauriente a questa domanda occorre esaminare i due punti di vista complementari: qual è stata e qual è la situazione del diritto giapponese in Italia, e quale la situazione del diritto italiano in Giappone.

La conoscenza del sistema italiano da parte del giurista giapponese è stata per lungo tempo condizionata da fattori che affondano le loro radici nella modernizzazione del diritto dell'Arcipelago nella seconda metà dell'Ottocento. Nonostante vi sia stato un certo interesse verso la legislazione ed il sistema giuridico italiano, l'Italia non fu tra i Paesi cui il legislatore e gli intellettuali dell'epoca Meiji guardarono quale modello di prestigio cui attingere per edificare il sistema giuridico del Giappone moderno.

Questa situazione si perpetuò per almeno due generazioni, e nella dottrina giapponese è ancora palpabile un atteggiamento di fondo che privilegia lo studio dei principali modelli giuridici che furono oggetto di attenzione nella seconda metà dell'Ottocento. Il club dei sistemi prestigiosi annovera tra i suoi membri il modello francese, tedesco, inglese e, da tempi recenti, per ovvie ragioni storiche, politiche ed economiche, il modello statunitense.

Si possono tuttavia individuare due momenti in cui l'interesse nei confronti del diritto italiano ha compiuto balzi degni di nota: intorno agli anni 1970 e dopo gli anni 1990. In questi due momenti salgono in cattedra nell'Università giapponese professori di diritto che coltivano con dedizione e promuovono lo studio del sistema italiano.

Questo cambiamento si inserisce nel quadro generale di un mutamento nell'atteggiamento di fondo verso il diritto straniero: negli ultimi 20 anni

KOICHI HAMAI

Il trattamento dei condannati in Italia visto dal Giappone

Il presente contributo presenta il trattamento dei condannati in Italia, evidenziandone i punti di forza e quali insegnamenti ne possa trarre il sistema giapponese. In apertura l'autore presenta sommariamente i problemi della situazione dei condannati in Giappone: l'inflessibile applicazione delle pene ha portato all'aumento del numero e dell'età della popolazione carceraria, oltre che della recidiva. La parte centrale esamina quali siano le strutture e le procedure che in Italia governano l'esecuzione della pena. L'autore presenta le strutture statali, oltre ad un esempio di cooperativa sociale rivolta al recupero e reinserimento dei condannati. L'analisi si conclude identificando come la differenza principale tra Italia e Giappone in questo campo stia nell'attenzione alla funzione rieducativa della pena, che in Italia ha valenza costituzionale mentre in Giappone è un aspetto quasi del tutto ignorato.

小谷 眞男

L'Aquila 震災リスク裁判論・序説

日伊比較法研究の一素材として

1. はじめに

2009年4月6日午前3時32分、イタリア中部 Abruzzo 州を震源の深さ 8.8km、マグニチュード（以下「*M*」）6.3 の地震が襲った。この地震により約 300 名が命を失い、約 1600 名が負傷した。さらに人口 7.3 万人の州都 L'Aquila の歴史的な中心地区は壊滅的被害を受け、L'Aquila を含む計 57 のコムーネにおいて 6 万から 7 万人が被災したと見られる。地震で倒壊して多数の被害者を出した L'Aquila 大学学生寮や同大学工学部棟、また複数の集合住宅の検証から、それらの建物には元々施工上の重大な欠陥があったことも明らかになった。

この震災をめぐってイタリアでは民事・刑事の訴訟が計 200 件以上提起されているが、そのうちとくに 2012 年 10 月に L'Aquila 地裁が地震学者・行政官ら被告人 7 名に懲役 6 年の実刑判決を下した刑事裁判（以下「L'Aquila 震災リスク裁判」）は、イタリア本国や世界の地震学コミュニティに衝撃を与えた（ex. SSJ〔日本地震学会〕2012）のみならず、「3.11」を経験した日本では一般の社会的関心をも一定程度惹起した。

本稿は、日伊比較法研究の一素材として L'Aquila 震災リスク裁判にどのような可能性があるかを探る。ひとまず前提事実や刑事手続の推移を整理し、とくに「二つの議事録」（後述）の検証を通して、今後本格的に展開されるべき研究課題を見渡してみたい。

2. 前提事実（文中敬称略。役職名等はすべて当時のもの）

古代以来幾多の地震に見舞われてきた地震を起点として群発地震活動が始まり、徐々にその頻度と規模を高めていった。地元住民のな

かには、群発地震を大地震の前兆 (precursore) とみなし、長年の習慣に従い市街地から出て屋外で寝泊まりする者も少なくなかった。

これに対して、災害防護 (protezione civile : 以下「P.C.」)¹ 担当行政部局や国立地球物理学・火山学研究所 (Istituto nazionale di geofisica e vulcanologia : 以下「INGV」) 等は、2009 年 2 月頃より地元メディア等を通して「特段の警戒が必要な状況ではない」といった趣旨のシグナルを繰り返し発した。2 月 18 日には地元紙 “Il Centro” が、専門的 (tecnico) な見地から言えば、群発地震を心配するには及ばない。いや、小規模の揺れを何度も繰り返すのは、甚大な被害、破壊と死者をもたらす強烈な大地震一回よりもむしろマシだ。これほど長期にわたるシークエンスは、地層下のエネルギーが時間をかけて少しずつ解放されていることを意味するから、ある意味で安心してよいはずだ。このことは、しかし大地震も起きうという可能性を排除するわけではないが”という “INGV の Concetta Nostro 博士” のコメントを報じている (Ciccozzi, p. 48 による)。大地震勃発までの数ヶ月間、大同小異のシグナルを発し続けた科学者コミュニティ (comunità scientifica) の真意はさておき、地域社会はこれをおおむね「専門家による安全宣言」と受け止めていた。

しかし、「地表に発散されるラドンガス濃度の分析によって切迫した大地震を予知できる」と主張する Gran Sasso 国立研究所宇宙物理学研究部門 (Abruzzo 州) の Giampaolo Giuliani 技官が、自ら観測したデータ分析の結果に基づき、近日中に高い確率でこの地域一帯に大地震が起きると公言 (3 月 29 日)、L'Aquila 南方に位置する Sulmona の市長に非常事態を訴える電話をするなどの行動に出た (この言動により、後日 Giuliani はイタリア刑法典 §658 の「虚偽警告通報 (procurato allarme presso l'Autorità)」という違警罪 (contravvenzione, 軽犯罪に相当) の一種で告発されたが、結局不起訴処分に終わっている)。この事態に反応して、Abruzzo 州の P.C. 当局は直ちに「L'Aquila 周辺で大地震が起こるという予測はない」という見解を発表し、「Giuliani 騒動」を鎮静化しようとした。ところが、その同じ 29 日に、(Sulmona ではなく)

¹ protezione civile の邦訳例としては直訳的に「市民保護」、意味を取って「防災」、カタカナで「シビルプロテクション」など様々であるが、当該概念が広義の災害への対応を本質とする概念であること、また災害発生後の被災者救助・保護と、事前の防災・減災の双方を含む概念であることから、本稿では、小谷[2009][2012][2014]および鈴木[2012]を継承して「災害防護」という訳語を採用する。イタリア国内少数言語地域 (バイリンガル地域) における公式の仏語訳は protection civile、独語訳は Zivilschutz、他方 OECD[2010]の英訳は civil protection である。

L'Aquila 地域に M 4.1 の地震が発生し、余震も長く続いた。自然と地域住民の不安は一挙に高まって、一種のパニック状態に陥る恐れも生じた (と伝えられている)。そこで、ローマの首相府のもとにおかれている全国災害防護庁 (Dipartimento nazionale della protezione civile : 以下「DNPC」) の Guido Bertolaso 長官は、地域社会の混乱状態を收拾すべく、通常はローマの DNPC 庁舎内大会議室で 2、3 ヶ月に一回程度開催している「重大リスク予測・予防全国委員会 (Commissione nazionale per la previsione e prevenzione dei grandi rischi : 以下「CGR」)」を、今回に限り L'Aquila で開くという異例の措置を取ることに決め、CGR の震災リスク部会メンバーである地震学者らを L'Aquila に緊急招集するよう指示した。ただし、DNPC の生みの親とも言われる Giuseppe Zamberletti CGR 委員長 (上院議員) は、このとき当然にも招集を受けたにもかかわらず、結局 L'Aquila には行っていない。

実はこの CGR 開催経緯に関して、Bertolaso が 30 日夜に Abruzzo 州災害防護担当の Daniela Stati 評議員にかけた電話が検察によって通信傍受 (intercettazioni) されており、後日、その録音記録が本件公判廷で検察側証拠として提出されて物議を醸すことになる。なぜ通話が傍受されていたかということ、同じ 2009 年の 7 月に Sardegna 州の La Maddalena 諸島で開催予定 (開催地は震災後 L'Aquila に変更) だった先進国サミット G8 に関する請負工事の談合容疑で、Bertolaso を Perugia 検察庁が密かに捜索中だったからである。いずれにせよ災害救助や非常事態対応等の実績から当時国民の人気を一身に集めていた Bertolaso の発話内容は概略以下のようなものだった (この音声記録は youtube にアップされている) : “L'Aquila で CGR を開く。どんな愚か者でも一発で黙らせて騒ぎを静めるためだ。これはどちらかということメディア操作 (operazione mediatica) だ。地震に関する最高級の専門家たちが、群発地震はエネルギーを解放するから何もないより良いので被害をもたらすような地震はもう起きまい、と言うだろう。

(L'Aquila で CGR 会合を開くのは) われわれが地震の心配をしているからではなく、人々を安心させたいからという理由だけによるものなのだと皆に知らしめてくれ。私の代わりに地震学の分野で最高級の科学者たちに君と話をさせよう”、云々。すなわち、行政当局が、純粋な学術的震災リスク評価をおこないその結果を社会に伝達するためではなく、はじめから人心の鎮静化を狙って CGR を L'Aquila で開催し、そのために科学者たちを利用しようとしたらしいことが、後日明らかになったわけである。ちなみに Bertolaso 自身は L'Aquila には赴いていない。単にサミット準備や Campania 州のゴミ問題解決に忙殺されていたためなのか、「自分が出向くほどの事態ではないことを示す」という意図的演出だったのかは不明である。なお CGR 会合議事録案

(後述)によれば、Bertolaso 自身が公の場で“群発地震はエネルギーを解放するから良い兆候”という趣旨の発言をしていたようである。

CGR 会合当日、Bertolaso から直接指示を受け CGR 出席のため L'Aquila に赴いた Bernardo De Bernardinis DNPC 副長官(vicecapo)が、会合の直前に、州庁舎のロビーらしき場所で地元 TV 局“TV Uno”の個別インタビュー (intervista) 受けている。その概要は以下の通り (判決理由書 p. 108、この映像も youtube で視聴できる): “Sulmona の市長に言ったことだが、群発地震でエネルギーが小出しに解放されているのは良い兆候であることは科学者コミュニティも認めているんだ...” (記者) ではわれわれとしてはひとまず Ofena (近傍の地名) のワインをゆっくり飲むとしましょう” “もちろん、もちろん。Montepulciano (Abruzzo 州特産の赤ワイン) をね、是非とも。DOC の”、云々。実際には、この De Bernardinis インタビューは、CGR 会合が終わったあとで、会合の様子を伝える他のニュース映像、すなわち会合後におこなわれた公式記者会見 (conferenza stampa、後述) や、その記者会見の後の個別インタビューと一緒に放映された。したがって、よほど注意深い視聴者でない限り、真に会合後に収録された映像と混ざり合って放映されたこの会合前の De Bernardinis インタビュー記録を、あたかも CGR 会合での検討結果を伝える情報の一部として受け取った可能性が高いと思われる。ただし、上述のようにこの De Bernardinis 発言に見られるような群発地震についての解釈は、すでに「専門家の見解」として地元メディアが数ヶ月前から一定程度流していたものと同類である。その意味で、この De Bernardinis 発言はそれほど唐突なものではなく、むしろ一連の「合唱」によって醸成されていた言説空間における「クライマックス・アリア」のようなものだった、との指摘もある (Ciccozzi, p. 55)。

3月31日午後6時半頃、L'Aquila の Abruzzo 州庁舎 (通称 Palazzo Silone) で CGR 震災リスク部会の会合が開催された。会合は約1時間で終了したという。出席者・陪席者は、議事録案によれば、以下の計19名である。すなわち、CGR 震災リスク部会委員として Franco Barberi (Roma 第3大学教授、火山学、CGR 委員長代理。かつて災害防護庁長官を務めた経歴をもつ)、Enzo Boschi (INGV 所長、Bologna 大学教授、地球物理学)、Claudio Eva (Genova 大学教授、地球物理学)、Gian Michele Calvi (Pavia 大学教授、地震工学、ヨーロッパ地震教育研究センター長)、の計4名。正規の CGR 委員ではないが会合出席者として、Boschi 教授の依頼に応じて地震データを携えて出席した Giulio Selvaggi 博士 (同じ INGV の全国地震センター長)、委員会を招集した側である DNPC の B. De Bernardinis 副長官 (Basilicata 大学元教授、水道工学) と同地震リスク室長 Mauro Dolce (Napoli 大学教授、土木工学)

の計3名。以上の7名が本件刑事裁判の被告人である。そのほかの陪席者は、前掲 Abruzzo 州 Stati 評議員、L'Aquila 市長である Massimo Cialente、その他の州・県・コムーネ、DNPC の職員など、計12名であった (うち、市長を含む自治体関係者5名はやや遅れての出席)。会合の場では INGV から提供された地震データに基づいて、正規の CGR 専門家委員 (Barberi, Boschi, Eva, Calvi の4名) の間で主に意見交換がおこなわれた (別添の「CGR 議事録:「公式版」と「案」の対比表」参照)。

ここで当日の発言記録についてやや詳しく説明しておく。まず、DNPC 職員の L. Salvatori と A. D'Annibale がその場で手書きメモを取った (Boschi の公開書簡によれば出席者たちは会合のはじめに出席者リストにサインをただけでその場では議事録メモを確認していない)。このメモにもとづき、後日 Dolce が (Napoli ないし Roma で) 自分のメモをも参照しつつ議事録としての体裁を整え、出席者一覧表 (計19名のフルネームと役職対応表) をも冒頭に配し、首相府のレターヘッドが入った所定の用紙に印刷し、別添1頁を含む計5頁の「議事録案 (bozza di verbale)」 (以下「議事録 B」) を作成した (判決理由書 p. 143)。通常なら電子メール回覧等の方法で委員の確認や修正を受け、議事録を公式に確定していくところだったのだろう。いずれにせよ議事録の文言が確定しないうちに、4月6日未明の Abruzzo 大地震が発生した。その日のうちに委員たち (全員かどうか不明) が再び L'Aquila に集結したが、その際 Dolce が紙媒体の議事録 B も持ってきて、地震直後の L'Aquila で内容確認・修正がおこなわれたものと思われる。その4月6日の確認・修正作業に参加したのが正確に誰と誰だったのかは分からないが、そこで何らかの深刻な議論が生じた。議事録 B からいくつかの重要な発言が削除・変更され、逆に一部の発言記録が新たに追加挿入され、出席者表も簡略化されたからである。確かに議事録 B は、形式的には未確定の「議事録案」に過ぎず、これからの文言の確認・修正を待っているヴァージョンだったには違いない。それにしても、この時点で議事録 B に施された修正は、通常考える議事録案修正作業の域を大きく逸脱するものであったように思われる。その結果があらためてレターヘッドのない普通の紙2頁に急きょプリントアウトされ、(判決理由書 p. 134 の Eva 証言によれば地震当日の4月6日のうちに) この修正版の欄外に皆でサインして、これがたった2頁の「公式版議事録 (verbale ufficiale)」 (以下「議事録 U」) となった。本件訴訟では内容に異同がある議事録 B と U の両方が証拠として採用されている。この二つの議事録の内容的対比については後述する。

3月31日に話を戻すと、当日の CGR 会合直後には同じ州庁舎内の auditorium で公式の記者会見 (conferenza stampa) もおこなわれている。

DNPC と州がセッティングしたもので、出席者は De Bernardinis、Barberi、Stati、Cialente の計 4 名と議事録 B には記録されているが、Dolce も当然出席していたと思われる。Boschi と Selvaggi (そしておそらく Calvi と Eva) には、この記者会見のことは知らされなかったらしい (もっとも議事録 B には会合後に記者会見があることを示唆する Stati 評議員の発言が記録されているので、この発言が事実ならば、出席者・陪席者全員が会合後に記者会見がおこなわれることに気がついていただろう)。いずれにせよ「録画記録が地震による建物倒壊で損傷し、音声なしの映像だけが残っている」ため、この記者会見の正確な発言内容は分からない。公判廷でも記者会見記録は証拠として採用されていない。

その記者会見の後、地元 TV 局「TV Uno」による De Bernardinis のインタビュー (intervista)、同「Abruzzo24ore」による Barberi と Cialente のインタビューがおこなわれた。これらの内容については、公判廷での証言 (判決理由書 pp. 103-108) から窺い知ることができる。少なくともその記録によれば、積極的な安全宣言がなされたわけではなく、もっぱらラドンガス濃度による地震予知は科学的に根拠がないこと、それに限らず地震予知は一般に困難であること、が強調されていたと言える。ただし Barberi の発言には、大地震発生リスクが、ゼロではないにせよ、極めて低い、というセリフが含まれている。

以上を要するに、議事録 B にせよ議事録 U にせよ、まだ会合記録が作成ないし公表されていなかった段階 (そして通信傍受が未公表の段階) では、CGR 会合後の公式記者会見と、会合前後の関係者への個別インタビューがメディアの取材源だった。「録画記録が損傷した」ため記者会見の正確な中身は今となっては不明であるが、少なくとも会合後の個別インタビューでは積極的な安全宣言がなされたわけではなかった。しかし、会合直前の De Bernardinis 副長官による「群発地震でエネルギーが小出しに解放されているのは良い兆候であることを科学コミュニティが認めている」というインタビュー発言や、それ以前の Bertolaso 長官や INGV の専門家による同趣旨の発言を、明確に否定する科学者側からの発言は、会合の場でも、会合後の会見等でも、一切出なかった。De Bernardinis 副長官のインタビューについては科学者委員は知らなかったのだから仕方がないという意見もある。しかし、後述のように議事録 B を検討してみると、いつ誰が言ったにせよ、このような趣旨の言説が世の中に流通していることじたいは当日の議論で正面から取り上げられていたものであり、そうであるにもかかわらずその点について記者会見や会合後の個別インタビューで誰も触れようとしなかったということは確かであるように思える。他方で、ラ

ドンガスによる地震予知は可能という Giuliani の主張は「非科学的だ」と強い調子で否定されたのである。

果たして、CGR 会合当日の夜、TV 局は、ニュース番組で、CGR 会合直前になされた問題の De Bernardinis インタビューと、会合後の公式記者会見、その後の関係者への個別インタビューなどを合わせて放映し、「専門家たちによってエネルギー放出は好ましい事態であることが確認された」というような趣旨の、言わば「科学者による安全宣言」とも受け取れる報道を流したのである。また、ローカル紙の「il Messaggero Abruzzo」「il Tempo」「il Centro」にも、翌朝、同様の趣旨の記事が掲載された (Cianciotta, p. 57 以下による)。社会の側から見れば、狭い意味での CGR 委員 (4 名のみ) のサイエンティストとしての発言と、この日の「CGR 会合」に出席した関係者の諸発言とを、厳密に区別して判断することは難しかっただろう。あるメンバーの過失ある言動と他のメンバーの過失ある言動が結果的に連動して重大な損害を招いたような場合に各自の過失責任はどうなるか、あるいはあるメンバーの過失ある言動について緊密な協働関係 (例えば医療チームなど) にある他のメンバーがどこまで責任を負うべきかといったような、刑法学で近年盛んに議論されている「過失の競合」や「信頼の原則」といった問題系に、この事例も深く関わっている。

その後、ローマに帰る途中の Barberi と Dolce から Bertolaso にかけて短い電話も通信傍受されており、2013 年 10 月 29 日に L'Espresso 誌に公表された。その内容は「われわれはやるべきことをしたよ。地震予知は不可能で、そういうことを言う人は全く信用できない、と言った。これで万事 OK だと思う」「最新情報だ。とてもうまくいった。評議員も満足している。記者会見もした。万事 OK だ、要するに」といったものであった (ただしこの会話については、本件第一審の審理対象外である)。

安全宣言の性格が色濃いメディア報道に接した地元の人々のなかには、小さな群発地震が起きたら市街地の外へ避難するという長年の習慣を思い直して市中の自宅に戻ったり、あるいは学生が実家に帰るのを思いとどまって市街地中心部の学生寮に残ったり、といったようなビヘイヴィアをとった人が少なくなかった、と伝えられる (裁判では被告人の言動と被害者の行動とのあいだの因果関係の立証が争点のひとつとなった)。そうでなくとも「せめて、万一に備えて水のボトル一本は用意しとけ、ぐらいのことすらなぜ言えなかった？」と後日嘆いた老人もいたという。冒頭の地震が発生したのは、このような状況下においてだった。

3 本件刑事司法過程の概略

地震から1年を過ぎた2010年6月3日、本件訴訟の被告人となる7名(F.Barberi, E.Boschi, C.Eva, G.M.Calvi, B.De Bernadinis, M.Dolce, G.Selvaggi)に捜査令状(avvisi di garanzia)が発布され、刑事手続が始まった。地震の被災者は多数にのぼるが、その一部の人たちが被告人たちを告訴したのである。判決理由書に記載された数字によれば、告訴団は被災者遺族ら68名、うち53名が損害賠償を請求する附帯私訴当事者、代理人弁護士は18名。他方、7名の被告人側には各1名から2名、計9名の弁護人がついた。

同10年12月10日に訴追判断のための予備審理がL'Aquila地裁で始まり、その結果、翌2011年5月25日に、37名の被害者に対する過失致死罪、5名の被害者に対する過失傷害罪を理由として起訴がなされるにいたった(なおイタリアでは、日本と異なり、起訴法定主義を採用している)。同年9月20日にL'Aquila地裁刑事部で第1回公判がおこなわれ、審理は以後月に公判2回ぐらいのペースで進んだ。多数の証人が喚問されたほか、弁護側鑑定人として社会学者 Mario Morcellini (Roma 大学) が、検察側鑑定人として文化人類学者 Antonello Ciccozzi (L'Aquila 大学) が、それぞれの調査研究結果を陳述している(Cianciotta e Alessandrini, pp. 60-62; Ciccozzi)。翌2012年9月24日の第25回公判において検察側の論告求刑がおこなわれた。その内容は、30名の被害者に対する過失致死罪、4名の被害者に対する過失傷害罪を理由として、被告人7名全員に対して懲役4年を求刑するものであった。これ以降の公判で、附帯私訴当事者の意見陳述、被告人側の最終弁論などが続いた。

2012年10月22日の第31回公判において、L'Aquila地裁のMarco Billi 判事は、全員実刑6年という判決を言い渡し、主文のみを公表した。判決において最終的に因果関係(causalità)が認められたのは、過失致死は29名、過失傷害は4名の被害者についてのみである。量刑判断は、加重事由として被害が甚大で、かつ被告人たちには重過失があったことが挙げられ、よって刑法§589①の法定刑上限である懲役5年から1年差し引いた4年ペースで考えるが、他方減輕事由としては、被告人たちの司法への協力的態度や被害者への敬意等を認めた。その結果、本来なら被害者多数の場合についての規定である§589④に従って3倍の量定で考えるところを2倍として8年、なお2年を差し引いて、懲役6年の実刑が妥当とされている。そのほか、訴訟費用の全額負担、公職執行の永久停止(interdetti in perpetuo dai pubblici uffici)、刑執行中の公民権停止(interdizione legale durante l'esecuzione della

pena)、附帯私訴関係では遺族ら43名に対する損害賠償と12名分の弁護士費用の支払いが被告人たちに命じられた。

翌13年1月18日に判決理由書が発表された。943頁という長大な文書であるが、その大半(約450頁分)は、個々の被害者に関する因果関係の検証に費やされている。また本判決の示唆にもとづき、この頃からStati 評議員とBertolaso 長官に対する刑事手続が始まっている(通称 CGR-bis)。Stati は早々と不起訴が決定するものの、Bertolaso の法的責任の有無については、本稿執筆時点でなお争われている(2014年2月20日付けAbruzzoWeb 配信ニュース"Grandi rischi 2")によれば、Bertolaso の不起訴処分を求める検察官の請求に対して、告訴人団弁護士からの異議申立てがあり、予備審理判事(GIP)は、判断をL'Aquila 検事正に委ねることを決め、新たな取り調べが開始することになった模様である。Bertolaso 元長官が起訴されるかどうかはなお判断を許さない。

2013年3月、被告人7名が正式に控訴した。報道によれば、L'Aquila 控訴院に係属した控訴審公判は、2014年10月から開始予定とのことである。

4. CGR 議事録:「議事録U」と「議事録B」の対比分析(別表参照)

上述の通り、公判廷で証拠採用されたCGR 会合の議事録は、「公式版議事録(U)」と「議事録案(B)」の二種類がある。

もちろんUとB、二つの議事録は主な発言項目において一致しており、そこからCGR 会合における共通了解事項は概ね以下の通りであったことが確認できる。すなわち、自分たちに回答が求められている問題は、1. 現在起きている地震の客観的評価・予測可能性と、2. 人々の間に広まっている警告についての議論と指示、の二つである；地震予知は一般的に困難である；「ラドンガス測定で切迫した大地震を予知できる」という主張に科学的根拠はなく信用する必要はない；群発地震が大地震の前兆であるとは言えない；近い将来Abruzzo で大地震が発生する確率は低い、しかしその可能性がゼロとは言えない；いずれにせよ建物の耐震補強は重要である、等。

他方、議事録UとBとの間には看過し難い差異も検出される。まず、「根拠なき風説」「メガフォンを持って大地震が来るぞと触れ歩いている人たち」「人騒がせなデマを吹聴して歩く人」といったBに見出せる直裁な表現(B-6, 7, 17)はUでは削除され、または「地震の予知ができると主張し、そのための手段を提案するような人」という中立的な表現に変更された。また、群発地震が大地震の前兆であると言

えるかどうかについては、UではBよりも否定的ニュアンスが強く(11, 16)、前兆であるとは言えないが実際には群発地震のあとで大地震が起きたとすれば、それはたまたま運が悪かっただけというというニュアンスが色濃く滲み出る効果が認められる。さらに、Bでは何ら詳しく記録されていなかった「万一の場合の対応もきちんと準備しておくべきだ」という主張が、Uではクローズアップされている(U-18)。もっとも、こういった程度のことだけなら「案」から「公式版」への手直しとして許容範囲内と言えるかもしれない。

だが、Bで明示されていた、CGR会合の最終目的は「市民への基本情報の提供」に関わるという重要な点(B-5, 6)が、Uの記録には見当たらない。“affermazioni”(お墨付き)や“rassicurare”(安心させる)という表現(B-10, 21)も、Uでは発言ごと削除された。また、二回も出てくる「CGRは科学的議論をおこなう。DPCや地方自治体は行動決定、市民への説明義務を負う」という役割分担の相互確認(B-16, 17)や、CGR閉会後の記者会見に関する記載(B-23)もUにはない。全体にCGR委員4名、INGVのSelvaggi、DNPCの2名以外の、地方自治体に属する陪席者の存在はUでは後景化させられる傾向が顕著であり(3, 4, 7, 21, 22)、Bの最後に記録されているL'Aquila市長の慎重な態度(B-22)すらUでは削除された。つまり、当日のCGR会合が有していた「検討結果を最終的に市民に伝えるための議論」という側面は、Uでは最小限に抑制されていることが分かる。「人の知覚力は非常に敏感」というCalvi発言(B-14)の削除も、この脈絡で理解できよう。

しかしながら、最も注目すべき点は、「群発地震はエネルギーを解放するので良い兆候」という趣旨のBertolaso長官の公的発言がBarberiによって紹介され、「この発言について何が言えるか」と出席者への問いかけがなされたという記録である(B-11)。Bによる限り、このBarberiの問いかけに対して正面から答えた出席者はいなかった。つまり、「エネルギー解放」言説は、「最高級の専門家たち」が集結した意見交換の場で正面から是非を問われたにもかかわらず、列席者たちの真意はともかく、少なくとも明示的には、否定されることがなかった。事実、陪席のStatiは、証人尋問で「その場では誰もその言説(「エネルギー解放」言説)に反対しなかった」と証言している。他方、Uでは、そもそも「エネルギー解放」言説についての話題は会合の場では一切出なかったかのような記録になっている。すでに述べたように現実社会の言説空間では、「エネルギー解放」言説が繰り返し現れ、一定の説得力をもって流通していたにもかかわらず、その言説は肯定も否定もされず、CGRでは曖昧なままにフェイドアウトしていった。他方で、言説空間を強力に動揺させたラドン説は断固否定された。錯綜

する言説空間に対して、一方の言説へは曖昧な沈黙が、他方の言説へは強い否定が発信された。

以上を要するに、議事録BからUへの修正とは、もっぱら公式科学の見地に立つ専門家委員による「地震の客観的評価のための議論」という側面のみを社会的コンテキストから切り離して純粋化し、当日の会合のもうひとつの重要な目的だったはずの「検討結果を最終的に市民に伝えるための議論」という社会的・行政的側面をなるべく捨象しようとしたものだったと言えよう。元々後者のようなトランス・サイエンス論的な課題意識がそれほどには鮮明でなかったことは、すでに議事録Bからも窺えるところである。ましてや、この時点までに構築されていた言説空間のコンテキストにおいてはどのようなメッセージがいかなる含意をもって解釈されうるか、人々の地震リスク認識・知覚を前提にした場合CGR会合での議論の結果をどのように伝えれば過不足のない情報提供と言えるか、さらに言えば専門家・行政・市民がどのような関係を取り結びながら「災害情報を共に作り、共に伝え、共に使うという〈関係性〉の下に再編する」(矢守 2013, p. 75)ことができるか、といったようなリスク・コミュニケーション論的問題意識はそれ以上に希薄だっただろう。

確かにCGRの専門家委員たちは、CGR会合の場においても会合後の記者会見やインタビューでも、積極的な科学的誤謬は言わなかったかもしれない。たとえば言説空間のコンテキストと刑事責任の有無との関係という論点を正面から取り上げているGalluccioとCianciotta e Alessandroniは、前者は消極、後者は積極と、正反対の結論を出している。いくらリスク社会だからといって不真正不作為過失犯の要件を緩やかに解そうとするかのような判例の一般的動向は警戒すべき傾向であり(cfr.『刑事法ジャーナル』33「特集 リスク社会と犯罪理論」, 2012)、その意味でも本件被告人らの法的責任論は別途充分注意深く検討する必要があるだろう。しかし、この時点までに構築された言説空間におけるリスク・コミュニケーションの具体的文脈を考えれば、二つの対立する主張のうちの一方だけの明確な強い否定は、他方の暗黙の肯定という意図せざるimplicationsを社会に向けて発することになったはずである。全般に、人心の鎮静化を狙うDNPC側の意向も強く作用していたことは疑いないように思われるが、他方で行政側の意図をCGR委員側も半ば意識していたようでもある。そうだとすればCGR委員らは単に利用されただけだとも言えず、一定の当罰性は否定しがたいように思える。少なくとも以上に見てきた事実経緯は、行政と科学者によって共同で遂行された言動の総体にほかならない。上記のimplicationsを言外に、すなわち明確な責任を回避しつつ社会にほめかすことは、あるいは半ば意図的なものですらあったのかもしれ

ない。ただ、議事録Bではまだしも垣間見える専門家たちの社会的責任意識が、議事録Uにおいては綺麗に削ぎ落とされたというに過ぎない。

5. 今後展開されるべき研究課題

このL'Aquila震災リスク裁判の司法過程を通して、われわれは日本とはさまざまな点で異なるイタリアの社会と政治の一端を窺い知ることができる。異常に肥大化した災害関係行政部署が現在のイタリアの社会・国家において占めている特異な位置づけたいが注意深く検討されるべき課題であり、Abruzzo震災後の復興事業に対して言われる「奇蹟とスキャンダル」(井口2012; 鈴木2012; 小谷2012のほか、とくにBulsei e Mastropaolo 2011を参照)は、Berlusconi時代のイタリア政治、ひいてはイタリア福祉国家の危機という大きな歴史的文脈に位置づけて考察する必要がある(Chianale 2010)。行政や専門家に対する社会の不信感という点では、日伊両社会に共通する面も大きい。

一方で本件裁判の実体法上の争点は、現代の刑法学における過失犯論の動向と密接に関わっている。とくにCGRの専門家委員とDNPCの役割と刑事責任の有無について、Billi判事が依拠しているcollegialitàという法的ディスコース(判決理由書pp. 364-65 e passim.)や「シナジー効果」論は(同p. 830)、上述の通り、近年の実定刑法学上の重要論点である「過失の競合」論や「信頼の原則(principio di affidamento; Vertrauensgrundsatz)」論等に貴重な示唆を与える(さしあたり『法学教室』395「特集 事故と刑事法」, 2013; 『刑事法ジャーナル』39「特集 過失犯の現在」, 2014を参照。なおGalluccio, p. 33以下はこの論点につきイタリアの判例・学説を仔細に検討したうえで本件被告人全員に対して同等の刑事責任があるという判決の判断を批判する)。この点に関しては、イタリア刑法典に過失犯の共犯に関する特別規定があることも看過できない(C.P. §113①: Nel delitto colposo, quando l'evento è stato cagionato dalla cooperazione di più persone, ciascuna di queste soggiace alle pene stabilite per il delitto stesso.)。また、判決が援用するC.A.L. (il comportamento alternativo lecito)、ないしモデル的主体(agento modello)行動論(判決理由書p. 820以下、p. 884以下)というイタリアの判例法理は、不真正不作為過失犯の刑事責任を考える場合に、日本の実務とは異なるアプローチとして極めて興味深い。

さらに、(後述の意味でBeckというよりはむしろLuhmann流の)「リスク社会(la società del rischio; Risikogesellschaft)」における過失不作為犯の追及」という理論刑事法学の参照枠組に、本件刑事司法過程を位置づけることも可能であろう。

他方で、住民らの告訴動機や各方面の反応、法化社会、刑事司法の社会的機能とその限界、日本における訴訟動員との対比といった比較法社会学的アプローチも考えられる。そして、科学者の社会的責任やリスク・コミュニケーションのあり方など「社会のなかの科学(science in society)」の問題を俎上にのせる「トランス・サイエンス(trans-science)」論の検討対象としても強い関心を惹いている(大木2012; 瀬瀬・大木2013; 瀬瀬・大木2014)。U.Beck (1986)のいう「サブ政治」論を援用すれば、イタリアと日本における科学者集団の権威と政策決定プロセスの比較分析という政治過程論的な課題を設定することもできるだろう。その意味でも、日本における福島第一原発事故関連の刑事司法過程(とくに元・原子力安全委員会委員長に対する告訴と、その後の経緯)と本件刑事司法過程との比較は興味深い課題のひとつである。

いずれにせよ、N.Luhmann (1991) 流の構成主義的リスク社会論にしたがってリスクというものが人間や社会から独立に何か客観的に確定される数値ではなく、自己言及的な現代社会に特徴的な共同認識のひとつ、すなわち文化的産物であると考えられるとすれば、リスクと危機により強い社会を目指すためには、これからのリスク認識と行動決定は、それぞれshared-decision-makingの枠組に位置づけられなければならないだろう。それは、お互いの役割に逃げ込んで相互不干渉と思考停止を決め込もうとする退嬰的な「踏み越え」回避論を、現代のリスク社会に相応しいデモクラシーの方向へと「踏み越え」ようとする試みにほかならない。

Masao Kotani

※ 2014年9月の本稿脱稿後に控訴審が始まり、11月10日に被告人7人のうち6名を無罪とし、De Bernardinisのみを有罪とする判決が下された。この控訴審判決およびその後のL'Aquila現地調査の結果などについては、稿をあらためて論じることにはしたい(2015年2月17日追記)。

参考文献

[裁判資料 (イタリア語)]

Il capo di imputazione nel processo sul terremoto dell'Aquila, pp. 3 [pdf sul sito *Diritto penale contemporaneo*] 起訴状

Tribunale di L'Aquila, Sezione penale, *Dispositivo di sentenza del Giudice dott. Marco Billi all'udienza in data 22.10.12*, pp. 13 [pdf sul sito *abruzzo24ore.tv*] 判決主文

Tribunale di L'Aquila, Sezione penale, *Motivazione di sentenza all'udienza in data 22.10.12* (depositato il 16 gennaio 2013), pp. 943 [pdf sul sito *Diritto penale contemporaneo*] 判決理由書

[欧語文献・資料]

Ulrich Beck, *Risikogesellschaft auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1986. (東廉・伊藤美登里訳『危険社会: 新しい近代への道』法政大学出版局, 1998).

Enzo Boschi, *Lettera aperta di Enzo Boschi sulla condanna* (il 23 luglio 2013) [pdf sul sito *processol'Aquila.wordpress.com*]

Gian-Luigi Bulsei e Alfio Mastropaolo, a cura di, *Oltre il terremoto: L'Aquila tra miracoli e scandali*, Viella, 2011, pp. 209.

Angelo Chianale, *Emergenza! protezione civile e democrazia*, prefazione di Luciano Violante, Guerini & Associati, 2010, pp. 207.

Stefano Maria Cianciotta e Fabio Alessandrini, *La condanna della commissione grande rischi: responsabilità istituzionali e obblighi di comunicazione nella società del rischio*, prefazione di Giustino Parisse, postfazione di Mauro Tedeschini, Aracne, 2013, pp. 92.

Antonello Ciccozzi, *Parola di scienza: il terremoto dell'Aquila e la Commissione Grandi Rischi. Un'analisi antropologica*, Derive Approdi, 2013, pp. 188.

Dipartimento della protezione civile della Presidenza del consiglio dei ministri e Fondazione CIMA (Centro Internazionale in Monitoraggio Ambientale), a cura di, *Protezione civile e responsabilità nella società del rischio. Chi valuta, chi decide, chi giudica. Atti dell'incontro di studio (Roma, Biblioteca Nazionale Centrale, 4 ottobre 2011)*, Edizioni ETS, 2013, pp. 154.

Alessandra Galluccio, *Terremoto dell'Aquila e responsabilità penale: nesso causale ed addebito di colpa nella sentenza "Grande Rischio"* (il 25 novembre 2013), 2013, pp. 36 [pdf sul sito *Diritto penale contemporaneo*]

Alessandro Gamberini, *Un processo a Galileo?: considerazioni sul capo di imputazione del procedimento svoltosi all'Aquila ai membri della Commissione Grandi Rischi della Protezione civile*, pp. 6 [pdf attraverso l'Ordine Avvocati]

Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, Berlin: Walter de Gruyter, 1991 (trad.it. *Sociologia del rischio*, Bruno Mondadori, 1996).

OECD, *Review of the Italian national civil protection system*, OECD, 2010.

The Seismological Society of Japan (SSJ), *Statement on the Guilty Verdict for Scientists in the L'Aquila Earthquake Case (October 29, 2012)*, 2012 [pdf sul sito SSJ (日本地震学会)]

Marina Zalin e Luciano Butti, *Responsabilità degli esperti per il terremoto dell'Aquila: un primo commento alla sentenza* (il 31 gennaio 2013), 2013 [pdf sul sito LEX24]

[日本語文献]

井口文男「イタリア憲法と防災システム」(浜谷英博・松浦一夫編『災害と住民保護』三和書房, 2012, pp. 169-98.)

大木聖子「ラクイラ地震の有罪判決について」(『科学』82(12), 2012, pp. 1354-62).

瀧本一起・大木聖子「裁かれた科学者たち: ラクイラ地震で有罪判決」(『FACTA』2013年2月号, pp. 52-54).

瀧本一起・大木聖子「ラクイラ地震裁判---災害科学の不定性と科学者の責任---」(『科学技術社会論研究』11, 2014 [印刷中]).

小谷眞男「災害援助」(小島晴洋ほか『現代イタリアの社会保障』旬報社, 2009, pp. 289-92).

小谷眞男「イタリア-V.災害対策-2.アブルッツォ州震災時の活動事例」(宇佐見耕一ほか編集代表『世界の社会福祉年鑑 2012』旬報社, 2012, pp. 204-14).

小谷眞男「イタリアにおける大規模災害と公共政策---2009年アブルッツォ州震災の事例を中心に---」(『海外社会保障研究』187, 2014, pp. 45-57).

鈴木桂樹「イタリア-V.災害対策-1.災害防護国民サービス」(宇佐見耕一ほか編集代表『世界の社会福祉年鑑 2012』旬報社, 2012, pp. 196-204).

矢守克也『巨大災害のリスク・コミュニケーション: 災害情報の新しいかたち』ミネルヴァ書房, 2013.

『法学教室』395「特集 事故と刑事法」, 2013 (とくに大塚裕史「過失犯論の近時の動向」; 古川伸彦「鉄道・航空機事故の最新判例を「読む」」; 甲斐克則「医療事故」など).

『刑事法ジャーナル』33「特集 リスク社会と犯罪理論」, 2012 (とくに島田聡一郎「危険・リスク社会論と犯罪理論: 特集の趣旨」; 杉本一敏「リスク社会と過失結果犯」など).

『刑事法ジャーナル』39「特集 過失犯の現在」, 2014 (川上拓一「近時の最高裁判例に見る過失犯論の動向」; 小林憲太郎「過失犯の最近の動向について」; 樋口亮介「注意義務の内容確定基準: 比例原則に基づく義務内容の確定」).

CGR 議事録：「公式版」と「案」の対比表

項目 No.	U : verbale ufficiale (「公式版」議事録)	B : bozza di verbale (議事録「案」)
1. 用紙	白紙 2 頁	首相府レターヘッド入り用紙 4 頁、別添 1 頁
2. タイトル	riunione Commissione Grandi Rischi L'Aquila, 31 marzo 2009 Verbale	Presidenza del consiglio dei ministri Dipartimento della protezione civile Commissione nazionale per la previsione e prevenzione dei grandi rischi "rischio sismico" Seduta del 31 marzo 2009---L'Aquila
3. 出席者・陪席者	冒頭の段落の本文中に主要な出席者（結果的に 被告人 7 名とほぼ一致）のみ簡単に列挙	全 19 名（肩書、氏名、所属団体等を付記）のリ ストを冒頭に掲載。遅刻到着の 5 名も特定。
4. 署名	議事録各頁の欄外に 4 名（Barberi, Boschi, Calvi, Eva と思われる）の署名のみ	末尾の別添 1(allegato 1)に 19 名全員の所属、ブ ロック体で書かれた氏名、および署名がある
5. 会合の目的	「案」冒頭の目的はカット。 De Bernardinis の開会の辞：「事態の推移に関 する、最新の、信頼できる枠組みを提供する」	「数週間の地震活動に関して市民に情報提供す るための基本事項(elementi per informare i cittadini)を提示する目的」と冒頭に明記。 De Bernardinis の開会の辞は公式版に同じ。
6. Dolce	その時点までの経過を示す地震データは簡略 化されたほか、「案」に記されていた主張は省 略されている	詳細データの紹介後、「パニックを惹起しかねな い根拠なき風説によって警戒心を強めている 人々の不安感が事態を悪化させている。科学的に 確かな情報を提供しなければならない」と主張。
7. A.Leone (州 PC 局)	「案」における右記の発言は全面カットされて いる	「メガフォンを持って大地震が来るぞと市内を 触れ歩いている人たちは特定できている」
8. Boschi	地震史学的考察の要点のみ、次いで「Abruzzo の大地震は非常に長い周期で発生している。そ の可能性を絶対的な意味で排除できるわけでは ないとしても、1703 年クラスの地震が近々 起こることは思えない(improbabile)」	詳しい地震史的分析を披露。その結果、「この地 域の地震活動をより注意深く観察する価値があ る」とも言っている。 まともは、左記「公式版」に抜き書きされた通り。
9. Selvaggi	CNT の観測結果の概略を紹介	CNT は群発地震を軽視していないとして、観測 結果の詳しい内容を紹介
10. Boschi	「案」における右記の発言は全面カットされて いる	「評議員に言いたいのは、Abruzzo は注意深い観 察対象であり続けてきたこと、知り得た限りにお いて我々は確かなお墨付き(delle affermazioni certe)を与えてよいということだ」
11. Barberi	「CGR が答えるべき二つの問題は、1. 現在起 きている地震の客観的評価と予測可能性、2. 人々の間に広まっている警告についての議論 と指示、である。地震予知は極めて困難である が、歴史的に Abruzzo は地震リスクの高い地域 のひとつ。専門家に投げかけられた問いは、大 地震に先行する継続的地震が過去の地震にお いてあったかどうかである」なお「案」の Bertolaso 発言に関する問いはカット	遅刻した市長のために議論を要約。CGR が答 えるべき二つの問題、地震予知の困難、Abruzzo の 地震リスクについては公式版の通り。そして「過 去の地震において今回と似たような継続的地震 が前兆だったことはある。地球物理学者でもない DPC 長官(Bertolaso)が、継続的群発地震はエネ ルギーを解放し大地震が起こらない蓋然性を高 めるとメディアに宣言しているのを聞いた。これ に関しては何を言えるだろうか」と問いつけ。
12. Eva	「案」とほぼ同じ。上記 Barberi の問いはカット	「群発地震はあるが、それが大地震の前兆になる

	直接答えてはいない（つまり明示的な否定はし ていない）。以下の他委員の発言も同様。	とは限らない。もちろん L'Aquila に大地震は起 きないだろうと確言することもできない
13. Boschi	要点は「案」と同じだが、表現は大幅に変更。 「単なる群小地震は前兆現象ではない...（今の ところ地震の）予知はできない。L'Aquila では 建物に特別な注意が必要であり、地震に耐えう るような補強がなされねばならない」	「測定システムは進歩したが、ともかく地震を予 知することはできない。群発地震が大地震の前兆 であるとは言えまい(Escludere)...大地震は予知 できないが防災はできる、ゆえに耐震補強などの 防災(prevenzione)に投資するのが適切だろう」
14. Calvi	「脆弱な建物には被害が出るかも」を強調。 代わりに「人の知覚力」云々の箇所はカット	「地震工学的にはそれほど心配なデータとは思 えない。人の知覚力は非常に敏感ではあるが」
15. Selvaggi	「群発地震が大地震に先行した例はあるが、逆 に大地震は結局は起きなかった例もある」	「公式版」にみられるこの Selvaggi 発言は、「案」 にはない。本人の抗議により挿入された模様。
16. Barberi	「案」では右記のようにかなり長い総括だった が、「公式版」では、「群発地震を大地震の前兆 とみなせると言える理由はまったくない、と結 論づけた」とあるのみ。	「我々は科学的認識状況を代表し、行動決定は DPC と Abruzzo 州の役割だ。群発地震の M は 安定的であり、今後 M が増大するとはとても思 えない(molto improbabile)。老朽化した住宅に 被害がないだろうというわけではないが。継続的 地震は大地震よりも頻繁だという Selvaggi 氏に 同意する。もちろん、大地震が起こるだろうとか 起こらないだろうとかは言うことができないが」
17. Stati (州 PC 評議員)	「地震の予知ができると主張し、そのための手 段を提案するような人に対しては、それが誰で あっても信用する必要はない、とそう言って間 違いないのか」	「専門家たちは何が起きうるかを我々に説明し た。私や市長は、政治的応答もしなくてはならな い。我々が知りたいのは、人騒がせなデマを吹聴 して歩く人に耳を傾けなければならないのかど うかということだ」
18. Barberi	「ガスの放出量で予知ができるという人もい るかもしれないが、将来的にはともかく、現時 点では論外だ。地震のメカニズムは複雑で予知 は不可能。いかなる予知も科学的根拠はない」 「唯一の対策は、耐震補強という防災活動」 「案」では詳述されていなかった「災害防護の ためのもうひとつの重要な側面は緊急事態へ の対処をよく準備しておくこと」を強調。 「上記 Barberi 発言に委員全員が賛成した」	「それは 2 番目の論点についての議論のあとに 答える問題だ」ガスを使った予知の問題につい ては概ね公式版の通り。「継続的群発地震は前兆 とはいえない。ただ、あらためて地震多発地域に 注意を向けさせたことは確かだ。早晚大地震は来 るだろうから。耐震補強については公式版のほ か「標的を定めてこの分野に投資する。さもなけ れば長期的にツケが回ってくる」と明言。 「全員賛成」云々は「案」には見当たらない
19. De Bernardinis	「この種の地震がもたらしうる被害とは？」	「案」では省略されている質問
20. Dolce	同旨	建築物の耐震補強について回答
21. Stati	「公式版」では全面カットされている	「皆さんのお墨付き(affermazioni)に感謝する。 これで、私は、(このあとの)記者会見に来るメ ディアを通じて、人々を安心させる(rassicurare la popolazione)ことができる」
22. Cialente (L'Aquila 市長)	「公式版」では全面カットされている	「安定状態の確認が取れるまで、明日(2009 年 4 月 1 日)も市内の学校は引き続き閉鎖する」
23. 末尾	「19:30 終了」	会合後に開かれた記者会見の出席者 4 名を明記

MASAO KOTANI

*Introduzione alla sentenza "Grandi Rischi" del terremoto dell'Aquila:
Materiali per la comparazione giuridica italo-giapponese*

Il contributo analizza le vicende relative al terremoto dell'Aquila del 6 aprile 2009 ed alla sentenza di primo grado del cd. "Processo Grandi Rischi".

Dopo una breve introduzione, la seconda parte dello studio riassume i fatti alla base della sentenza, ed in particolare le azioni ed i comportamenti tenuti dagli imputati nei giorni precedenti il sisma.

La parte centrale del contributo presenta i fatti successivi al sisma, i punti fondamentali della sentenza di primo grado, ed un confronto tra la bozza dei verbali della Commissione Grandi Rischi ed i verbali resi pubblici.

Il contributo si conclude con alcune riflessioni in chiave comparata sulla dottrina del reato colposo e sul rapporto tra scienza e diritto.

谷本圭子

消費者法の日伊比較—民法の視点から

I—はじめに

日本においてはイタリアのように一つの総合的な消費法典は存在せず、実際に消費者利益の確保に役立つ複数の法律の全体を消費者法と呼んでいる。消費者法を構成する個々の法律は、その法的効果の視点から見ると、民事効果を定める民事法、刑事罰を定める刑事法、行政による監督や処分について定める行政法のうちの一つ又は複数により定められる。つまり、法律によって、消費者利益の擁護の仕方は多様である。このような日本消費者法の状況はイタリア消費者法の状況によく似ている。本稿では、消費者法の中でも特に民事法に焦点を当て、日本とイタリアの状況を比較し、イタリア消費者法から学ぶべき点の示唆を得たい。

II—日本における消費者法をめぐる状況

以下では、まず現行法について概観した後に、消費者法の改正等に関わる議論を紹介する。

1—現行法

まず基本法としては、消費者法の憲法とも呼ばれ、基本原則について定める消費者基本法、消費者教育の推進について定める消費者教育推進法、消費者の消費生活における被害を防止してその安全を確保するための定めをおく消費者安全法等が存在している。

次に、消費者法の中でも民事効果を定める重要な法律を紹介する。

Elenco degli autori

芦田淳（国立国会図書館調査企画課）

Jun ASHIDA, Biblioteca Nazionale del Parlamento di Tokyo,
Ufficio ricerche.

浜井浩一（龍谷大学教授）

Prof. Koichi HAMAI, Università Ryukoku (Kyoto)

小谷眞男（お茶の水女子大学教授）

Prof. Masao KOTANI, Università femminile Ochanomizu (Tokyo)

谷本圭子（立命館大学教授）

Prof. Keiko TANIMOTO, Università Ritsumeikan (Kyoto)

Prof. Giorgio F. COLOMBO, Università di Nagoya

コロンボ、ジョルジョ・ファビオ（名古屋大学特任教授）

松田岳士（大阪大学教授）

Prof. Takeshi MATSUDA, Università di Osaka.

Prof. Andrea ORTOLANI, Università Hitotsubashi (Tokyo)

オルトラーニ、アンドレア（一橋大学非常勤講師）

櫻本正樹（東洋大学教授）

Prof. Masaki SAKURAMOTO, Università Toyo (Tokyo)

小谷眞男「L'Aquila 震災リスク裁判論・序説 ---日伊比較法研究の一素材として---」の訂正・補足（2016/6/13 現在）

[訂正]

p.45 下から 2 行目

（訂正前）古代以来幾多の地震に見舞われてきたの地震を起点として.....

（訂正後）古代以来幾多の地震に見舞われてきた Abruzzo 州 L'Aquila 市周辺では、2008 年 12 月 14 日に起きた M 1.8 の地震を起点として.....

[補足]

2014 年 11 月の控訴審判決では、ほぼ真逆の結果となった（本文末尾追記参照）。

2015 年 11 月 19-20 日に破毀院刑事第 4 部で上告審審理があり、20 日に控訴審判決を全面的に維持する判決が言い渡された。これで De Bernardinis のみが有罪、それ以外の 6 名の被告人は無罪で確定した。

上告審公判期日にあわせて L'Aquila から多数の関係者等が Roma を訪れ、判決言い渡し後、法廷内外で強い抗議の声を上げた模様。その後も本裁判過程を再検証する動きが地元では続いている。

議会では、この裁判に関する両院調査委員会を設置する動きがある。

他方、本件重大リスク委員会の問題に関して元・災害防護庁長官 G.Bertolaso の追加的な訴追が決まり、2016 年中には公判が開始される予定。

文献中、Luhmann 1991 については、2014 年末に日本語訳が刊行された。

文献中、「瀬瀬・大木 2014 [印刷中]」は 2015 年にパブリッシュされた。